令和8年度 丹波篠山市地域おこし協力隊 (起業支援型) 募集要項

丹波篠山市では、平成 26 年度から丹波篠山市地域おこし協力隊制度が始まり、現在 48 名の地域おこし協力隊員を委嘱しました。都市部から移住し、まちづくり協議会と 連携して地域活動に参画しながら、起業や研究等の活動を通して地域の課題解決に挑戦しています。

このたび、令和8年度に活動する地域おこし協力隊員(起業支援型)を募集します。

1. 丹波篠山市地域おこし協力隊起業支援型の特徴

- (1) 起業を目指して活動する「起業支援型」は、まちづくり協議会と連携して地域活動に参画しながら、地域資源を活用した事業活動を通して地域の課題解決に挑戦します。
- (2) 丹波篠山市内の19地区から、活動の中心となる担当地区を1地区定め、まちづくり協議会(地区の自治組織)と連携して活動していただきます。担当地区は、双方の希望する活動内容等の調整・マッチングを行い、決定します。
- (3) コーディネーター((一社) 丹波篠山キャピタルに委託)が協力隊員の活動を 伴走支援します。

2. 募集人数

起業支援型:若干名

3. 応募要件

次のすべてを満たす方。

- (1) 令和8年4月1日時点で、年齢が18歳以上の方。
- (2) 応募時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されており、本市に 生活の拠点と住民票を移すことができる方。
- (3) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方。
- (4) 地域の特性や風習などを尊重し、担当地区内に居住して活動する意思のある

方。

- (5) 丹波篠山市の抱える地域課題を理解し、起業活動・地域活動に取り組むことのできる方。
- (6) 起業活動の内容が丹波篠山の文化や特産品などを取り入れる等の地域貢献が 含まれる活動を行える方。
- (7) 普通自動車免許を有している方(隊員活動に支障のない範囲で運転可能な方)。
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方。

4. 身分等

- (1) 「丹波篠山市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、市長が委嘱します。
- (2) 協力隊員は、市の委嘱を受け、役務の提供等に対する謝礼として報償費の支給を受けるものとします。
- (3) 市との雇用関係は存在しないため、地域おこし協力隊としての活動以外に収入を得ることは妨げませんが、活動に支障をきたさないよう、コーディネーターに事前の申し出が必要です。

5. 委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。活動状況・実績等を勘案し、最長2年まで延長します。

6. 活動日数等

- (1) 活動日数は、1 月当たり 20 日(週 5 日)です。
- (2) 活動日のうち、1/3 から 1/2 程度をまちづくり協議会と連携した地域活動に 充てていただくことを目安とします(地域活動はまちづくり協議会と相談の 上、活動内容を決定します)。
- (3) 活動時間は、8 時 30 分~17 時 15 分(うち休憩 1 時間)です。活動内容によっては、協議の上、適宜変更することができます。

7. 待遇等

- (1) 報償費は、月額 233,000 円です(源泉徴収あり)。1 か月間の活動実績に応じて、翌月に支給します。1 か月間の活動日数が規定に満たない場合は、1日当たり 11,650 円の日割り計算により支給します。
- (2) 活動用車両の借上費や研修受講費等、活動に必要な経費として、活動助成金を 交付します(令和7年度の場合、上限140万円)。

- (3) 住居は、原則として担当地区のまちづくり協議会から紹介しますが、担当地区 内で確保できない場合等は、各自で準備いただくことになります(必要に応じ てご相談ください)。家賃は活動助成金から支出することができます。
- (4) 起業・継業に向けた実践的プログラム「篠山イノベーターズスクール」を受講することが原則です。受講料は活動助成金から支出することができます。

8. 応募手続き

令和7年4月1日(火)から令和7年7月31日(木)17時までに、①エントリーシート②住民票の写し(発行日から3か月以内のもの、マイナンバー記載のもの)を提出してください。

提出方法

- ・メールの場合: <u>令和7年7月31日(木)17時までに必着</u> (※エントリーシート及び住民票の写しをPDF形式にて添付)
- ・郵送の場合: <u>令和7年7月31日(木)17時までに必着</u> (※エントリーシート及び住民票の写しを同封)

9. 選考の流れ・スケジュール

- (1) 応募書類をもとに、要件や活動計画の内容等を審査します。
- (2) 活動計画の内容等について、プレゼンテーションを行っていただきます(審査員:金融機関、丹波篠山市ほか)。
- (3) プレゼン審査や地区の視察、面談等を通して、隊員候補は活動したい地区を、 まちづくり協議会は受け入れたい隊員候補を選び、コーディネーターが調整・ マッチングを図ります。
- (4) 双方の希望が合致し、マッチングが成立した場合、協力隊員と受け入れまちづくり協議会を決定します。
- (5) 選考結果は、令和7年12月中に通知します。

【年間予定スケジュール】

	協力隊員候補者		まちづくり協議会	
令和7年	上旬	隊員の募集開始	上旬	受け入れの募集開始
4月	中旬	隊員向け説明会	中旬	受け入れ説明会
5 月			 	
6月	\		,	受け入れの募集〆切 (6/30)
7 月	※隊員の募集〆切(7/31)			ヒアリング(随時)
8月	上旬	書類審査 (一次審査)		+
	中旬	プレゼン審査会(二次審査)		
	下旬	まち協とのマッチング会 (全体)	下旬	隊員候補とのマッチング (全体)
9月	上旬	まち協とのマッチング(個別)	上旬	隊員候補とのマッチング(個別)
10 月				
11月				
12 月	上旬	まち協 担当地区の内定	上旬	受け入れ隊員の内定
令和8年		移住期間		受け入れ準備
1月				
2 月		新規隊員研修		
3 月				
4月	4/1	委嘱・活動開始	4/1	受け入れ開始

10. 応募・問い合わせ先

(一社) 丹波篠山キャピタル 谷垣・河口

〒669-2324 丹波篠山市東新町 4-5 丹波篠山フィールドステーション

TEL・FAX: 079-506-2366 メール: chiikiokoshi@tscapital.jp

※丹波篠山市では、地域おこし協力隊員の募集・コーディネート業務を(一社)丹 波篠山キャピタルに委託しています。

11. 市の担当者連絡先

丹波篠山市役所 企画総務部 創造都市課 企画調整係 中瀬·大西

〒669-2397 丹波篠山市北新町 41 本庁舎 3 階

TEL: 079-552-5106 メール: sozotoshi_div@city.sasayama.hyogo.jp